

平成 1 7 年

第 1 回

定例会会議録

平成 17 年 2 月 28 日 開会

平成 17 年 2 月 28 日 閉会

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会

平成17年第1回東京都三多摩地域廃棄物
広域処分組合議会定例会会議録

目 次

1	開会宣告	1
2	議事日程	1
	第1 諸般の報告	
	第2 会議録署名議員の指名	
	第3 会期の決定	
	第4 管理者報告	
	第5 議案第1号	
	平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 一般会計補正予算(第2号)について	7
	第6 議案第2号	
	土地の取得について	8
	第7 議案第3号	
	平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 一般会計予算について	11
	第8 議案第4号	
	平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 負担金について	11
	第9 議員提出議案第1号	
	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	39
3	閉会宣告	49

平成 17 年第 1 回 東京都三多摩地域廃棄物
広域処分組合定例会議事日程

平成 17 年 2 月 28 日 (月)
午後 1 時 30 分
(ブロック代表者会議終了後)

1 開会宣告

2 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 管理者報告

第 5 議案第 1 号

平成 16 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合
一般会計補正予算 (第 2 号) について

第 6 議案第 2 号

土地の取得について

第 7 議案第 3 号

平成 17 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合
一般会計予算について

第 8 議案第 4 号

平成 17 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合
負担金について

第 9 議員提出議案第 1 号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

3 閉会宣告

出席（応召議員）

第2番	中山 静子 君	第3番	与座 武 君
第5番	西村 弘 君	第6番	村井 浩 君
第7番	井上 三郎 君	第8番	伊藤 学 君
第11番	高橋 信博 君	第12番	菅原 直志 君
第13番	木内 徹 君	第14番	須崎 宏 君
第15番	板谷 紀子 君	第16番	小野沢 久 君
第17番	田辺 良彦 君	第18番	森田 憲二 君
第19番	友野 ひろ子 君	第20番	馬場 一彦 君
第21番	高橋 和夫 君	第22番	菊池 富美男 君
第23番	多羅尾 治子 君	第24番	桑原 壽 君
第25番	小幡 勝己 君	第26番	谷 四男美 君

説明のため出席した者

管理者	土屋 正忠 君	副管理者	石川 良一 君
副管理者	竹内 俊夫 君	収入役	山梨 榮 君
事務局長	松本 栄一 君	管理課長	石崎 明 君
参事	青木 知絵 君	参事	中島 二三男 君
参事	吉田 眞 君	参事	小山 伸樹 君
所長	古屋 正治 君		

事務局職員出席者

書記	細野 克己 君	書記	吉野 久 君
書記	棚島 孝文 君		

平成17年第1回東京都三多摩地域
廃棄物広域処分組合定例会会議録

日時 平成17年2月28日(月)午後1時30分
場所 東京自治会館大会議室

午後1時30分開会

1 開会宣言

議長(木内徹君) 本日は、それぞれ各市議会の定例議会が初日だという市もございまして、6名の方がご欠席という形になります。

きょう一日、できるだけスムーズな審議を図らせていただきまして終わらせていただきたいというふうに思っております。

それでは、皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、定刻となりました。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成17年第1回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

2 議事日程

[日程第1] 諸般の報告

議長(木内徹君) 日程第1、諸般の報告を行います。

報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものといたします。

記者の皆様には、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

[日程第 2] 会議録署名人の指名

議長（木内徹君） 日程第 2、会議録署名人の指名を行います。

会議録署名人は、会議規則第83条の規定により、議長において、2番、中山静子君、18番、森田憲二君を指名いたします。

[日程第 3] 会期の決定

議長（木内徹君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日一日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

[日程第 4] 管理者報告

議長（木内徹君） 日程第 4、管理者報告を行います。

土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） 平成17年第1回定例会を開催をいたしましたところ、それぞれ各市とも定例会の直前にもかかわらずお集まりをいただきまして、ありがとうございました。

少し、各市議会の初日等々ぶつかっているところもあるようでございますので、来年はもう少し前倒しにして、2月の20日前後ぐらいに開催するようになりたいと思っております。議会を招集する立場の人間として少し3月議会というイメージが強かったものですから、まことに失礼をいたしました。そのことをまずもって、申し上げておきたいと存じます。

さて、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

過日、2月8日に挙行いたしました「谷戸沢処分場開設20周年記念式典、多摩環境新時代の幕開け」につきましては、議員各位におかれましては格別のご協力をいただき、心から御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、皆さんがご覧になったとおりの大盛況でありまして、私どもが

予想した以上の皆様ご参加を、20周年という記念すべき時を言祝いでいただきました。関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

さて、その席上、認証式を行いましたとおり、去る1月12日に、ISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得いたしました。

これは、これまで適正に処分場の維持管理を行ってきたわけではありますが、今後ともさらに環境に配慮を行い、適正に維持管理をしていく決意を表すものであります。

これを機会に、今まで以上に環境に配慮し、適正に維持管理を行っていくことをアピールしていきたいと存じます。

さて、私からは、本組合を取り巻く最近の状況について幾つか申し上げます。

初めに、エコセメント事業でございますが、本体工事は順調に工事が進捗しており、既に焼成炉関係の製作が完了し、建物などの施工率は概ね5割強となっております。今後も引き続き細心の注意を傾け、徹底したリスク管理のもとに、無事故で竣工を図るよう関係者に指示をしているところでございます。

なお、エコセメントは平成18年度から本稼働となるわけですが、でき上がりましたエコセメントにつきましては、構成市町の公共事業等で積極的に活用していただくよう、各市町の議会におきましても特段のご配慮をお願いをいたしたいと存じます。

なお、この件につきましては、今後非常に重要な案件になりますので、もう少したって時期がまいりましたら、改めて何らかの形でこの議会にも行政報告なり何なりをお願いしたいと思っておりますし、理事者側もこれらについて議論していきたいと、このように考えているところであります。

次に、谷戸沢、二ツ塚処分場の維持管理並びに運営についてでございますが、日の出町や地元自治会のご理解とご協力を得ながら、細心の注意を払って行っており、順調に推移をしております。

また、各種環境調査結果を見ても明らかなように、谷戸沢、二ツ塚、両処分場ともに、周辺環境に影響を及ぼしていないことが引き続き確認できるわけであります。

最後に、裁判関係でございますが、事業認定取消訴訟等につきましては、去る2月4日に結審を迎える予定でございましたが、裁判長の意向により4月22日に延期され、判決は概ね7月から8月頃に出される予定であります。

その他、四つの訴訟すべてが継続して審理が進められ、それぞれ重要な局面を迎えておりますが、引き続き原告側の主張が根拠を欠く不当なものであることを強く訴えてまいり所存

であります。

さて、来春のエコセメント施設の本格稼働は、新たなマテリアル・リサイクルの開始でもあります。これを契機に、本組合の名称や処分場の呼称についても、この新しい時代にふさわしいものにしていく必要があると考えております。このことにつきましても、日の出町の方々のお気持ちも十分斟酌しながら、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、定例会の開会にあたり、本組合を取り巻く最新の状況を説明を交えてご報告申し上げます。簡単ではありますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

さて、今次定例会には、平成17年度一般会計予算、16年度補正予算など、4件の議案につきましてご提案申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で発言を終わります。

議長（木内徹君） ありがとうございます。

続いて、事務局より経過報告の説明を願います。

事務局長、松本君。

事務局長（松本栄一君） それでは、昨年10月以降の本組合の事業の経過についてご報告申し上げます。恐縮ですが、座って失礼させていただきます。

まず、議案書の3ページをお開きください。

初めに、谷戸沢処分場関係、二ツ塚処分場関係についてですが、双方の処分場に関連しまして、12月に、学識経験者を委員とする技術委員会を開催して、環境調査の報告を行ってございます。

また、谷戸沢、二ツ塚処分場とともに、地元日の出町のそれぞれの自治会の定期的な委員会を開催いたしまして、搬入台数ですとか、環境調査の報告等の説明を行いました。

さらに、谷戸沢処分場の関係では、環境保全調査委員会を行い、環境への影響等についての報告を行ってございます。

なお、技術委員会、環境保全委員会ともに、「環境への影響はない」との確認を受けております。

次のページをご覧いただきたいと思えます。エコセメント関係でございます。

平成16年の11月から17年の2月までの工事の概要を記載してございます。

工事内容を見ていただければわかるように、工事の主体が設備工事に移ってきてございます。12月には焼成炉関係の製作が完了するなど、順調に工事が進行しておりまして、年度末には約6割の工事が済むというふうに考えてございます。

別添の資料1をご覧ください。平面の工事進行図では、ピンク色の部分、機械工事が多くの建物で実施されていることがおわかりになるかと存じます。

また、その次のページの写真でございますが、1月31日の現場の状況です。平面図では北、つまり上の法面から撮影したもので、鉄骨建方が進んでいる状況がよくわかると思います。

続いて、環境調査関係でございます。

昨年12月24日には、谷戸沢処分場の水質等調査結果、二ツ塚処分場の水質等調査結果、及び二ツ塚処分場における大気中のダイオキシン類調査結果を公表いたしました。

水質等調査結果では、両処分場とも従来の調査結果に比較して大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないという結果が得られております。

また、大気中ダイオキシン類調査結果では、環境基準の0.6ピコグラムを大きく下回っておりまして、この結果は、東京都が同時期に調査しました多摩地域9カ所の調査結果の範囲内であるとともに、日の出町が同時期に調査したダイオキシン類調査の速報値の範囲内でもございます。

これらの調査結果から、今回も二ツ塚処分場の埋立により、大気環境に影響を及ぼしていないことが確認されました。

また、1月14日に、土壌中のダイオキシン類調査、また、1月25日から2月1日にかけて、冬の大気中のダイオキシン類調査を行い、結果については現在取りまとめ中でございます。

次に、ISO関係でございます。

資料2の「ISO14001の認証取得までの経緯」をご覧くださいと存じます。

処分場では認証取得の準備を進めてきましたが、審査実施機関である株式会社日本環境認証機構による本審査を経まして、1月12日の実施機関による環境マネジメント認証登録判定会において合格の判定を得ることができました。

なお、2月8日に開催されました「多摩環境新時代の幕開け」の式典の中で、ISO14001の認証式をとり行ったところでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。裁判関係についてご説明申し上げます。

前回、10月議会以降の動きについてでございます。

現在、処分組合関連で5件の訴訟が提起されておりまして、このうち3件は来年度に判決

ないしは結審を迎える見込みとなっております。

それでは、まず、処分組合が被告となっているものについてご説明申し上げます。

1つ目は、処分場の建設差止等請求訴訟でございます。

この裁判は、平成7年に提訴以来、長期に及んでおりますが、本年2月16日から、被告側、組合側の証人尋問がいよいよ始まりました。

これらの証言を経まして、来年度中に結審を迎える見込みでございます。

2つ目は、エコセメント化施設建設差止請求訴訟でございます。

この訴訟は一昨年4月に提訴されまして、現在争点を整理するための口頭弁論が行われてございます。去る2月21日には、当組合で裁判官に対しまして、エコセメント事業の内容の説明を行ったところでございます。

次に、関連しまして東京都などが被告となっているもので、処分組合の事業と直接に関連するものについてご説明申し上げます。

まず、事業認定取消請求訴訟と、収用裁決取消請求訴訟でございます。これらの訴訟は、本年2月4日に結審する予定でございましたが、先ほど管理者挨拶でもございましたように結審の期日が延期されまして、概ね7、8月、夏場に東京地裁から判決が出される見込みでございます。

次に、代執行納付命令取消請求訴訟でございます。昨年11月から証人尋問が始まっております。現在、原告側の尋問が続けられているところでございます。

最後になりますが、広報関係についてご説明申し上げます。

まず、「処分組合ニュース」でございますが、これは年に4回発行しております。次回は、来月にISOの取得関係を中心といたしました第33号を発行する予定でございます。

続きまして、日の出町と組織団体の住民同士の交流を深めるために実施しております「三多摩は一つなり交流事業」でございます。昨年11月以降は、昭島市、武蔵野市などで開催いたしましたが、いずれも参加者から大変好評をいただいております。

最後に、2月8日に、谷戸沢処分場20周年記念イベントとして「多摩環境新時代の幕開け」を立川で開催いたしました。この会には、福永東京都副知事を初め、青木日の出町長、衆参の国会議員、都議会議員、各組織団体の議長の皆さん、地元日の出町の皆さん、概ね400人を超える方々の参加をいただき、成功裡のうちに終了いたしました。

以上が経過の報告でございます。

議長（木内徹君） 以上をもって、報告は終わりました。

質疑、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） それでは、以上をもって管理者報告を終わります。

[日程第 5] 議案第 1 号 平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第 2 号）について

議長（木内徹君） 日程第 5、議案第 1 号、平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま議案となりました、平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、平成13年度に起債をいたしました、特定資金公共投資国庫補助金を財源とする廃棄物処理施設整備事業資金貸付金が、16年度、政府内において補正予算の中で一括して繰り上げ償還をすることになったため、この貸付金の償還額と同額の補助金の交付がされることとなり、繰り上げ償還分の国庫補助金と償還元金の補正予算を提出するものでございます。

詳細は、事務局長より説明いたさせます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（木内徹君） 引き続き、事務局より内容説明をお願いいたします。

松本事務局長。

事務局長（松本栄一君） それでは、平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。恐縮ですが、座って失礼させていただきます。

それでは、議案書の 9 ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、3 億 8,545 万 1,000 円を歳入・歳出それぞれ追加し、総額を 243 億 8,640 万 2,000 円とするものでございます。

議案書の 14 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入ですが、第 2 款第 1 項第 1 目、国庫補助金を 3 億 8,545 万 1,000 円増額し、58

億6,705万1,000円といたします。今、管理者がご説明申し上げた特定資金公共投資国庫補助金でございます。

15ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、第4款第1項、公債費、第1目、元金を3億8,545万1,000円増額しまして、29億5,717万2,000円といたします。これは、二ツ塚処分場特定公共投資償還元金でございます。

これによりまして、元金償還額が3億8,545万1,000円増額したことにより、16ページ記載のように、16年度中、元金償還見込額は29億5,717万2,000円となり、16年度末の現在高の見込みは274億8,902万7,000円、前年度比較で58億6,122万8,000円の増となります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（木内徹君） 以上をもって説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号、平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第2号）についてを挙手により裁決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第6] 議案第2号 土地の取得について

議長（木内徹君） それでは、日程第6、議案第2号、土地の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま上程をされました議案第2号、土地の取得について、ご説明を申し上げます。17ページをお開き願います。

本件は、二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立て用の覆土材置場として長年借用しております、相沢沖の用地につきまして、16年第2回議会で補正予算を承認いただいた分につきまして、買収を行うものでございます。

19ページをご覧くださいますと、このたびの買収内容が記載をされてございます。

このたびは、3人の地権者から25筆、7,678.96平方メートルを、平米当たり1万7,400円、総額1億3,361万3,904円で買収をいたします。買収単価はこれまでと同額でございます。

なお、各所有者からは買収について同意をするとの承諾をいただいておりますので、議会におきまして議決をされましたならば、契約を締結したいと考えております。

買収予定の相沢沖用地の全体の位置は、別紙資料3をご覧くださいたいと存じますが、そこに色刷りで示してあるとおりでございます。ここは、前のときにご説明申し上げましたが、再度補強して説明申し上げておきますと、これからこの土地を長年お借りをして、二ツ塚処分場から出る土砂の一部の仮置きなどをするわけであります。

なお、借地料を今まで払ってきたわけでありますが、相続その他によって権利者が動くことから、これらを安定的に使うために用地買収になったと、こういうことについては、既に前回の議決のときにお話しをしたとおりでございます。

ちなみに、「相沢沖」という言葉は、何か海の沖みたいですが、これは「奥」ということがなまったということ、相沢の奥、「奥」がなまってこういう地名になったと言われております。私も最初は何で沖なのかなと思っておったのですが、ちなみにそういう話がありますので、これもあわせて申し上げておきたいと存じております。

議長（木内徹君） 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。

26番、谷議員。

26番（谷四男美君） 瑞穂町の谷ですが、1点だけ質問いたします。

この広大な敷地にトータルで、全部となりますと約2万3,000坪ぐらいになるのですが、これ、平均の価格がこれなのかということですね。坪当たりでいくと5万6,000円ぐらいになるのですが。

それと、もう1つ、スタートから全部買い終えるまで、全部、この価格の変動というのは、鑑定の関係もあろうかと思えますけれども、買い始めたスタートから、あるいは終点の買い終わるまで、価格の変動というのは今後あり得るのかどうか、これについて伺います。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 谷議員のご質問にお答えをします。

まず、価格でございますが、これは平均というようなことではなくて、前回もちょっとご説明しましたけれども、現地に精通しております不動産鑑定士、3名なんですけれども、鑑定を依頼しまして、公示地や基準地価格の動向、税務署の路線倍率、公租公課の状況、世評などを総合的に勘案して、これに土地の形状や利用状況に補正割合を掛けて決定をしております。3者の、それは平均値を出しております、1万7,400円という価格を出してございます。

それから、2点目ですけれども、確かに土地の価格は変動をいたします。ですから、将来にわたってこの価格で行くかどうかということは確定的なことは申し上げられないのですが、これ、最初の買収が平成16年3月でございます。地権者の公平さを考えますと、できるだけ早く買収を進めて、組合としては同一の価格で、できるだけ買い上げをしたいというふうに考えてございます。

以上です。

26番（谷四男美君） わかりました。終わります。

議長（木内徹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号、土地の取得についてを挙手により裁決いたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第 7] 議案第 3 号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算について

[日程第 8] 議案第 4 号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について

議長（木内徹君） 日程第 7、議案第 3 号、平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算について、及び、日程第 8、議案第 4 号、平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金については、ともに関連がございますので、2 案を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま上程されました議案第 3 号、平成17年度一般会計予算、議案第 4 号、平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について、あわせて提案理由をご説明申し上げます。

平成17年度は、エコセメント化施設の建設事業の最終年にあたり、これらの諸費用の捻出にあたっては、組織団体の厳しい財政状況に鑑み、歳出額の縮減に努め、極力増加を抑制するように努めました。

それでは、議案書21ページをお開きを願います。

議案第 3 号についてご説明申し上げます。

予算案は、第 1 に、歳入・歳出予算とも167億4,768万6,000円とし、第 2 に、地方債の限度額を定めております。第 3 は、一時借入金の高額を30億円とするものでございます。

主な計上事業としては、エコセメント化施設建設工事費95億円余、並びに、二ツ塚及び谷戸沢処分場の維持管理費などを計上いたしております。

次に、29ページ目の議案第 4 号、平成17年度の各構成市の負担金について説明申し上げます。

総額83億4,770万円のご負担をお願いするものでございまして、平成16年度に比べて5,100万円余の減額となっております。

なお、詳細につきましては事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（木内徹君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

松本事務局長。

事務局長（松本栄一君） それでは、議案第3号、4号につきまして説明いたします。

平成17年度一般会計予算案です。座って失礼させていただきます。

それでは、予算案の内容につきまして、別冊の一般会計予算及び同説明書により説明させていただきます。こちらの冊子の方でございます。

7ページから9ページにかけて、事項別明細書の総括表が掲載してございます。

歳入・歳出予算は167億4,768万6,000円、前年度当初予算比で51億3,422万2,000円、23.4%の減となっております。

それでは、初めに歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

第1款、分担金及び負担金では、管理費分5億600万円、事業費分78億4,170万円の合計83億4,770万円でございます。

なお、算出方法などは、4号議案でご説明いたします。

第2款、国庫支出金、及び、第3款、都支出金では、エコセメント化施設建設工事に対する国庫補助金20億7,688万円、都補助金3億5,317万円、それぞれ見込んでおります。エコセメント化施設建設工事に対する補助金は、17年度が最終年となります。

引き続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

第4款、財産収入は820万5,000円を見積もっております。

第1項、財産運用収入でございますが、基金の預金利子と、谷戸沢処分場隣接地を斎場組合などに貸しつけている土地の賃料でございます。

第5款、繰入金は、エコセメント化施設建設に充当するため、最終処分場施設整備基金から1億円を計上いたしました。

第6款、繰越金は、当面16年度から1億5,000万円を見込んで計上いたしました。

14ページ、15ページをお開き願います。

第7款、諸収入では、預金利子と、工事に伴う公共料金の企業負担分等雑入の見込み額を計上いたしました。

第8款、組合債は、政府資金から34億3,480万円、都の振興基金から22億6,600万円、合計で57億80万円を起債見込みとして計上いたしました。

続きまして、次に歳出予算についてご説明いたします。

今回、委託料と工事請負費につきましては、説明欄には主な事業のみを記載いたしまして、

全件一覧につきましては別冊にて表示してございますので、参考までにご覧いただきたいと存じます。

それでは、16ページ、17ページをお開き願います。

第1款、議会費でございます。議員報酬を初め、議会の諸活動に要する経費として1,202万2,000円を計上してございます。

次に、第2款、総務費は、第1項、総務管理費、及び第2項、監査委員費を計上しており、合計で1億5,029万1,000円と、16年度に比べ586万2,000円の増額となっております。

まず、第1項、総務管理費は、理事の報酬や、職員6人分の人件費、その他、事務的経費でございます。

また、第2項、監査委員費は、監査委員報酬を初め、監査委員の活動に要する諸経費となっております。

続きまして、第3款、衛生費、第1項、清掃費でございますが、少し飛びますが30ページ、31ページをお開き願います。137億2,939万7,000円で、予算総額の82%を占めております。前年度対比、当初予算対比でございますけれども、47億2,985万円余の減となっております。

恐れ入りますが、また22、23ページにお戻り願いたいと存じます。

まず、第1目の清掃総務費は、嘱託職員を含む職員23人分の人件費、その他事務諸費用など、3億5,302万9,000円を計上しております。前年度対比では218万円余の減額でございます。

各費目でございますが、13節、委託料は、組合広報紙であります「処分組合ニュース」の発行、エコセメント事業広報展開に係る経費等でございます。

第19節、負担金、補助及び交付金には、「三多摩は一つなり交流事業」の補助金などを計上してございます。

続きまして、24、25ページをお開きください。

次に、第2目、二ツ塚処分場費は、24億5,167万9,000円を計上してございます。前年度対比では400万円余の減額となっております。

各費目につきましては、24ページ、25ページから26ページ、27ページまでに記載してございます。

第13節の委託料でございますが、説明欄に記載のとおり、搬入廃棄物組成分析ですとか、埋立計画作成、樹木剪定及び除草業務など、管理業務関連で2億1,600万円余、また、浸出

水処理施設運転管理業務などで1億3,000万円余、生活環境モニタリング調査など、環境調査関連で1億6,300万円余、合わせまして10億4,880万2,000円を計上してございます。

26、27ページをお開き願います。

第15節、工事請負費は、濁水プラント改良工事など、維持管理に係る工事経費として2億1,781万円を計上してございます。二ツ塚処分場が開設して8年目に入りますが、今後施設の設備維持のための改良工事や修繕等が中心になってくると思われま。

次に、第17節、公有財産購入費でございますが、相沢沖覆土材置場用地を、15、16年度に引き続き買収を進めていくものでございます。当該用地につきましては、15年度から5年間をかけて買収を行う計画にしておりますが、17年度につきましては、3年目といたしまして、1万7,700平米余りを買収する予定といたしております。

第19節、負担金、補助及び交付金につきましては、二ツ塚処分場設置に係わる地元への地域振興費で、内訳は、日の出町との基本協定に基づく地域振興事業費が6億円、秋川流域開発振興協議会へ、魚の放流事業費として2,000万円をそれぞれ交付することといたしております。

次に、第3目、谷戸沢処分場費でございます。

予算額は6億1,550万1,000円でございます。

前年度対比3,844万円の減額となっております。減額となりましたのは、「多摩環境フェスティバル」など谷戸沢処分場開設20周年記念事業が16年度に終了したためでございます。

各費目につきましては、26ページ、27ページ、それから28、29ページに記載してございます。26、27ページをお開き願いたいと存じます。

11節の需用費には、浸出水処理施設用の消耗品費や、光熱水費、修繕費等、1億255万7,000円を計上してございます。

第13節、委託料には、処分場内施設管理業務、樹木剪定及び除草など、維持及び管理業務関連で1億4,300万円余、浸出水処理施設運転管理等業務などで6,300万円余、生活環境モニタリング調査、ピオトープ整備調査など関連で1億7,300万円余、合わせて3億8,153万1,000円を計上してございます。

28、29ページをお開き願います。

第14節、使用料及び賃借料は、処分場内の町有地、国有地の借上料でございます。

第15節、工事請負費では、17年度も引き続きピオトープの整備工事を進めるほか、仮調

整池補修工事など7,000万円を計上しております。

第19節、負担金、補助及び交付金は、日の出町との協定に基づき、水質調査等の負担金として2,000万円を計上しております。

次に、第4目、エコセメント事業費でございます。

103億918万8,000円で、前年度に比べまして、当初で46億8,521万円余、最終で65億1,760万円余の大幅な減額となっております。

第11節、需用費では、18年度の本格稼働に向けた試運転等に伴う電気及び上下水道の経費を計上いたしました。

13節、委託料では、エコセメント化施設建設工事等監理業務など、設計及び監理業務関連で1億4,000万円余、管理センター内にある情報システムを施設稼働に向けてシステム変更するなど、本格稼働に向けた調査及び検討等業務関連で4,600万円余、合わせまして1億8,710万3,000円を計上しております。

15節、工事請負費は、エコセメント化施設建設工事が92億4,000万円余となっております。これは、平成15年7月に契約をいたしました271億8,540万円余の工事費につきまして、その工事の出来高により支払いしたものの3年目の金額でございます。この年度別の工事内訳及び支払い金額は資料4のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

また、関連工事といたしまして、電力引込工事等2億8,300万円余で、合計95億2,398万2,000円を計上いたしました。

19節、負担金、補助及び交付金は、エコセメント化施設運営関連経費、施設内に敷設する特別高圧電線敷設負担金など、4億3,466万3,000円を計上しております。

次に、第4款、公債費でございますが、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の建設工事に係る政府債及び東京都の区市町村振興基金の返還金で、合計27億595万円を計上しております。

32、33ページをお開き願います

第5款、諸支出金は、基金費として基金の利息分を計上しております。

また、第6款、予備費は、1億5,000万円といたしました。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、34ページ以降になりますが、給与費の明細、債務負担行為に関する調書、組合債の現在高等に関する調書、歳入・歳出経費別内訳を記載しております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

恐縮ですが、議案書の26ページにお戻りください。

第2表の地方債でございますが、17年度にはエコセメント化施設建設事業債として、57億80万円を計上いたしております。

それから、続いて、一括議題となっております平成17年度の負担金についてご説明申し上げます。29ページの議案第4号をご覧いただきたいと存じます。

31ページに、17年度の組織団体の負担金の一覧、32ページには算出根拠と内訳が記載されております。

管理費分につきましては、均等割と人口割で算出いたしました。事業費分につきましては、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、エコセメント事業のそれぞれに係る負担金を合計して算出しております。

負担金につきましては、組織団体の厳しい財政状況に鑑みまして、歳出額の縮減に努め、極力増加を抑えております。

どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（木内徹君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

6番、村井浩君。

6番（村井浩君） 6番、府中市の村井浩でございます。

私は、エコセメント事業は、焼却灰を利用し、エコセメントを製造するマテリアル・リサイクルという画期的な事業と評価するものであります。稼働後のエコセメント化施設の円滑な運営を確保するためには、環境保全対策は極めて重要であると考えて質問を申し上げます。

聞くとところによりますと、昨年11月に多摩のエコセメント化施設と同様な施設である千葉県の市原エコセメントにおいて事故があったとのことでございますが、そこで、まず市原エコセメントにおける事故の概要と原因について伺いたいと思います。

よろしく願いします。

議長（木内徹君） 中島室長。

参事（中島二三男君） それでは、今ご質問にありました市原エコセメントで発生した事故に関係しまして、概要とその原因について簡単にご説明いたします。

まず、事故の経過でございますが、先ほども説明がありました焼成炉という、その焼成炉システムの排ガス処理を行う脱硝設備という設備があるのですが、その増強工事をやった後の試運転を行っております。

その試運転時の11月2日に、脱硝設備に充填されておりました活性コークスの粉末が、煙突から半径30メートルから80メートルの範囲に飛散しまして、その後も煙突から断続的に、11月17日まで飛散が認められたものでございます。

それから、事故の原因でございますけれども、脱硝設備内に、窒素酸化物を取る活性コークスというものが入れてあるのですが、その活性コークスの充填している層の間にすき間が生じてしまいまして、その不具合を解消したときに活性コークスの粉末が飛散したというものでございます。その後の断続的に起こった飛散につきましては、煙突にその飛散した活性コークスがついてしまいまして、排ガス量が増加したことに伴って、それがはがれて発生したものでございます。

このような事故に対しまして、活性コークスを充填したり、煙突内の清掃等を実施して対応を図りまして、その後は市原エコセメントの方では順調に運転を継続しているというふう聞いております。

以上です。

議長（木内徹君） 6番、村井君。

6番（村井浩君） ご答弁わかりましたけれども、市原エコセメントにおいて事故が起きたことに対し、一部の反対の方々が、多摩のエコセメント化施設も危険であると主張されているようでございますが、多摩のエコセメント化施設においてはさまざまな安全対策がとられており、問題はないと思いますけれども、多摩の施設における同様な事故に対する対応をどのようにされているのか伺います。

議長（木内徹君） 中島室長。

参事（中島二三男君） お答えいたします。

私どもの多摩エコの施設でございますけれども、市原エコセメントとは若干設計も異なっておりまして、先ほども言いました活性コークスというのが中で動くわけですが、その移動速度は市原エコセメントのものよりも小さくなるように設計がされておりまして、いわゆる摩擦による粉末の発生が抑えられているというような構造をとっております。

また、煙突なんです、市原エコセメントは煙突は1本なんですけれども、多摩エコは、外形は1本なんです、中には前処理系の煙突と、先ほどのその脱硝設備から出てくる、焼成炉系の煙突と、2本、分離されておりまして、排ガス処理の方の一層の安定化を図るように、市原エコセメントの実績等を踏まえまして、より安全性の高い施設となっております。問題はないというふうに考えております。

組合といたしましては、今後とも安全確保に万全を期した工事や運営を行うよう、事業者等に対しまして指導の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。

12番、菅原君。

12番（菅原直志君） 12番、菅原です。

今回は、入札の中で、指名競争入札に絞って質問させていただきたいと思います。大きく3点あります。

1点目は、これは半分一般論になるかもしれないのですが、例えば過去3年とか、過去5年とか、同じような形で業務委託をしている事業というのがあると思うのです。そういう指名競争入札がどのような形で行われているのかということが1つ。

それに伴って、例えばよく危惧されるのは、特定の業者がなってしまうということがあり得ると思うのですが、そういう傾向はないのかということ伺いたしたいと思います。

2つ目は、またその指名競争入札をした場合に、指名に入った業者さんが、例えばその入札自体を辞退する、辞めるという意味の辞退をすることというのがあり得ると思いますが、そういう事例はあるのかなのかということ。

3点目は、落札率の問題です。極端に低い落札が行われる、そういう例というのはあるのかなのか。

この3点、伺いたしたいと思います。

以上です。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 3点についてお答え申し上げます。

まず、ここ数年間の傾向はどうかというお話なんですけれども、毎年、大体2、30件ぐらいはあるのですが、私の記憶では大体10件少々ぐらいが、同じような業者さんが落札をされるというような傾向にあると思います。

それから、辞退でございますが、ないわけではございません。年間、数社ぐらいなんですけれども、ちょっと今回はほかの事業をやっているんで、申しわけないけれども参加できませんというようなことがございます。

それから、落札率ですけれども、通常は7割から9割台ぐらいで落札をされるのですが、たまたま今回、15%ぐらいとすごく安いのがあったんですね。ただ、これはルールでござ

いますので、その業者に落札をしたということがございます。

議長（木内徹君） 12番、菅原君。

12番（菅原直志君） ご答弁いただきました。そのとおり、10件ぐらい、同じ業者が、結果的にだと思えるのですけれども、落札しているということが報告されました。

そこで、処分組合としては、やはり公平性、透明性を確保しなければいけないという立場から、何らかの対応策など、現行やられていると思います。また、今後こういったことをやっていきたいということもお話しいただけるかもしれませんので、その点について、考え方をお示しいただければと思います。

そして、また入札の辞退のお話ですけれども、例えば5社または3社を指名して、1社でも2社でも辞退をするようなことがもしあれば、それはその入札自体の、入札が一体何だろうという話にもなってくるので、そのあたりについて何らかの対応策、または対応策がなかなかないのかどうかも含めて、現状の姿をお示しいただければと思います。

落札率の問題というのは、事業が確実に執行されればよいという立場だと思っておりますので、特に答弁は求めませんけれども、何かコメントがあればと思います。

以上3点、お願いします。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 公平性の高い契約事務の具体対応策でございます。特定業者が落札することはあくまでも結果論でございますが、公平的な経過を明らかにするという一方で、今、希望型の指名競争入札などの導入の研究もしてございます。今後、公平性と事業の確実な実施が確保できることが確認されれば、順次導入を行いたいというふうに考えてございます。

それから、あと、入札参加の辞退でございますが、私どもとしては、業者の具体的な事情、やはり入札対象によっては、小規模の業者さんにもチャンスを与えるということでやるものですから、別途大きな工事等を請負っていると、そういうことで無理だということが出るんですね。

なお、指名登録業者は多数ございますので、その場合は、数が足りなければまた別の業者さんにもお声をかけるということで、現在そのことで何か支障をきたすということはありません。

以上でございます。

議長（木内徹君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

19番、友野君。

19番（友野ひろ子君） 19番、清瀬市の友野でございます。

あれは2月8日でしたが、「多摩環境新時代の幕開け」において、ISO14001の認定式があったわけですが、組合がISO14001を取得をしたということは大変喜ばしいことだと思っております。

それとタイムリーにというのでしょうか、機を一にしまして、つい先日の16日に、地球温暖化対策の温室効果ガス削減を義務づけた京都議定書が発効いたしましたですね。かねがね私は、地球上において人類を含めた生物の存続に関しての重大な警告ともとれる、近年の著しい異常気象の現象を見過ごすことはできないと思っております。そして、我々、地球人として今、環境保全を念頭に置いた施策というのでしょうか、その認識が新たにならなければいけない時代に差しかかっていると思えます。

そういったことを観点に質問させていただきますが、ISO14001の認定のメリットについてお話しいただきたいと思えます。

ISO14001と申しますのは、先ほど土屋市長、管理者もおっしゃっていましたが、環境マネジメント・システムの国際規格だと記憶しております。処分組合が、この規定を認証取得した利点というのでしょうか、利点をご説明願えればと思っております。

議長（木内徹君） 吉田環境課長。

参事（吉田眞君） お答えいたします。

処分組合では、従来から、廃棄物の埋立事業から生じる環境への負荷を継続的に低減させるような取り組みを行ってきました。この取り組みを、環境マネジメント・システムとして構築いたしまして、環境負荷の軽減を一層推進するため、処分組合といたしまして、環境マネジメント・システムであるISO14001の認証取得を行いました。

ISO14001の認証をすることによるメリットといたしましては、大きく分けて3点考えられるかと思えます。

まず、第1点といたしまして、廃棄物の埋立事業から生じる環境への負荷について、組合が行っている、継続的に低減させる取り組みをアピールできることがございます。

2点目といたしまして、ISO14001で求められている環境への負荷の継続的改善が、他の業務の改善にもつながることが考えられます。

3点目といたしまして、環境報告書の公表などを通じまして、処分場の環境に関する取り

組みを提供し、処分組合への理解を深めてもらうことなどと考えております。

以上でございます。

議長（木内徹君） 19番、友野議員。

19番（友野ひろ子君） 処分場のISO14001の認証取得したメリットについては、よくわかりました。

次に、ISO14001の認証取得をしたことによりまして、最終処分場であります谷戸沢廃棄物広域処分場、並びに二ツ塚廃棄物広域処分場の管理運営、これにどういった変化があらわれてくるのかをお聞きしたいと思います。

議長（木内徹君） 環境課長。

参事（吉田眞君） 今回のISO14001の取得のねらいといたしましては、環境マネジメント・システムとして構築して、環境への負荷の軽減を一層推進するために、環境保全についてのグローバル・スタンダードですか、先ほど議員がおっしゃいました国際規格であるISO14001の認証取得をしたものでございます。

今後は、このISO14001による環境マネジメント・システムによりまして、これからも周辺環境への負荷を継続的に可能な限り軽減し、これまで以上に処分場を適切に管理運営するとともに、環境保全を図る上での新たなスタートと考えております。

また、適切な管理運営をするためにおいては、構成団体の協力が不可欠と考えておりますので、ご協力方よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。

5番、西村君。

5番（西村弘君） 5番、青梅市の西村でございます。

私は、処分場の隣接しているところに現在住んでおりまして、地元自治会などで処分場における対応についてなど、たまたまお話が出まして、処分場における緊急時の対応等について、何点か質問いたしたいと思っております。

まず1点目は、去年は台風が日本列島に過去最多の10個以上上陸していきまして、また新潟県の中越地震等の自然災害の発生が多く、災害の年であったと思われまます。処分場の安全について、日の出町や、また地元の方々、また先ほど言った私の地域の青梅市長湫地域の住民も関心があると思っておりますが、このため、日常的な点検等が重要と考えております。ところで、処分場の安全管理のため、日ごろからどのように施設を管理しているのかをまず初めに

お伺いいたします。

議長（木内徹君） 古屋センター所長。

センター所長（古屋正治君） 処分場の日常の管理についてお答えいたします。

処分組合では、処分場の設置に当たりまして、地域住民の生活環境の保全と、環境への影響を極力生じないことを最優先に考えております。

処分場における施設の安全管理につきましては、日ごろから職員及び委託による各種施設の点検を実施しております。例えば、貯留堤、また防災調整池などについては、定期的な点検を実施しております。

また、処分場の外周道路沿いの斜面等についても定期的な点検を実施しております。

また、必要に応じて、巡回等によるきめ細かな対応を行っております。

これらの点検結果から補修が必要なものは、早期に補修を実施しております。今後も、引き続き処分場の安全確保に向けて努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（木内徹君） 5番、西村君。

5番（西村弘君） ただいまは回答、ありがとうございました。

処分場における安全管理については、できているという理解ができました。引き続きまして、処分場の適正な管理、また安全にも万全の注意を払ってと今後も願っております。

ところで、二ツ塚及び谷戸沢処分場については台風等による直接の被害発生はなかったとの報告を受けておりますが、このような台風やまた地震等の緊急時にはどのような体制で対応しているのか、お伺いいたします。

議長（木内徹君） センター所長。

センター所長（古屋正治君） 緊急時の対応についてお尋ねでございますが、処分組合では、地震や異常気象時の対応につきましては、処分場のマニュアル等に基づきまして、町をはじめ、消防署、警察などの関係機関と連絡体制、警備体制を整備しております。

台風等の災害の発生の恐れがあるときには、処分場内の各施設の巡回点検を行うため、職員の待機をするようになっております。

また、水処理施設等の委託業者にも待機をさせ、運転状況の把握や、緊急時の対応を行い、処分場の安全確保と災害の未然防止に努めております。

以上でございます。

5番（西村弘君） はい、いいです。

議長（木内徹君） はい。ほかに質疑はございませんか。

7番、井上君。

7番（井上三郎君） 昭島市の井上でございます。

何点かお聞きしますけれども、先ほど入札の件でのお話がありましたけれども、僕もちょっと違った観点から質問させていただきます。

当組合の事業、それから委託等の関係、今ざっと数えても、エコセメントを入れても108、除けば91ということで、非常にさまざまな委託、また事業が17年度も予定されている。そういう中で、25市1町の各自治体でも今言われていることは、非常に公共事業、だんだん少なくなっているということで、各自治体非常に厳しい、自治体の事業者ですよ、そういう状況に置かれているわけですけれども、僕は毎年この組合の予算を見ていて、非常にそういう多くの今言った委託とかいろいろあるわけですけれども、そういった中で、業者の指名ということでは、余り見えないというか、余り聞かないんですね。

どういった方法で登録、通常の広報等で、組合の広報か何かで呼びかけているのかどうかわかりませんが、そこら辺の呼びかけ、どういった方法でやり、現実に25市1町の組織している自治体があるわけですね。そうした中で、ともすれば関係ない、よく言われるのは大手ゼネコンがどんどん入ってくるとかよく言われるのですけれども、そんなことはないと思うんだけど、多摩、都内よりも多摩の業者を優先的にと言ったらおかしいけれども、公平の中でやるというのが筋だと思うんですね。そういったことから、現状、多摩の業者というか、登録がどのぐらいされているのか。各市、手を挙げるのがどのぐらいあるのかわからないのだけれども、その割合、まずそれを1点。

それから、17年度の予算で、ここにも編成方針、また概要ということで載っていますね。前にも指摘がありましたけれども、不要不急なものは省くのは当然ですよ。それから、財政が厳しいということでは事業の1つ1つの見直しとかさまざま。それから、契約で言えば随契の問題、非常に多いということで、これも見直していくというような話をされましたね。

そういったことを踏まえて、17年度のこの事業についてのこれまでの検討というか、方針を検討してきていると思うので、そこら辺の方針も聞かせていただきたいのと、特に事業内容の精査とか、既存、それから継続事業の見直し等に努めて、若干マイナスになったとかそういうのはちょっと予算を見ればわかるのですけれども、全体的に、大きなもので、どんなものを精査してこの17年度の予算に反映したかというのを、この予算を見ただけではわかりにくいということで、ちょっと説明してほしい。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 現在、まだ最終集計はちょっと出ていないので、正確な数字は出ないのですが、大体私どもの組合につきましては、物品と工事を分けて400社ぐらいの事業所が指名登録業者として登録をされております。その名簿をもとに、基本的には私どもで指名をさせていただくという形になります。

これもちょっと正確な数字ではないのですけれども、ざっと見ますと、その400のうち大体6割ぐらいがこの多摩地域関連の業者さんではないかと思えます。残りは、23区に事業所、あるいは他県の業者さんという形になります。

私ども、内規で、指名基準に従って指名の手続をするわけですけれども、実はその中でも、議員のご発言のとおり、なるべく地元、この場合は日の出町、あるいはこの府中であつたりするわけですけれども、を中心としたところに、同じ業者さんが数社あったとすれば、そちらを優先をして指名をするということも書かれてございます。

ただし、あくまでもこれは無理してやるということではございませんので、やはりそれができる業者さんが、例えば西多摩地域にあれば、そちらを優先をしてお声をかけさせていただくということはやってございます。

これは、今までもそうですし、今後も、特に大規模なものになりますとどうしてもゼネコンさんとかになるのですが、小規模なものについては、地元業者さんにお声をかけ、登録された業者さんについてはとるようにしております。

それから、ちょっと広報のことなんですが、今回などは、日の出町さんだけは、日の出の町報にお申し込みのお知らせをさせていただきました。

また、業界紙が数紙ございまして、そちらの方には記事を送って、組合の、いつ募集するかというようなお知らせをしております。

それから、私どもホームページがございまして、ホームページには、昨年の暮れに募集の公告を出させていただいたということで、広く、多摩地域、それ以外も含めて募集をさせていただいてございます。

それから、2点目、ちょっと抽象的なお答えになるかもしれませんが、編成方針に書いてあるとおりでございまして、やはり1個1個の事業につきまして、私ども管理課になるわけですけれども、各課から上がってきた事業について、十分協議、検討をして、適切な見込額になるようにしております。必要な事業を切るというわけにはまいりませんので、1個1個の事業について精査をさせていただくということでしております。

以上です。

議長（木内徹君） 7番、井上君。

7番（井上三郎君） 今の説明で、1点目の件だけれども、多摩地域が6割、あとは23区、他県ということで今説明がありました。だから、4割がそういう状況だということですね。

では、必ずしも多摩地域だけでできるかという、そんなことはできない。それから、また事業によっては継続性とか、いろいろあるのは承知しています。だけれども、できるならば、お互いに自治体が負担金を出してやっているわけですから、せめて、ある中でできるものは登録を、してもらわなければいけないですよ。中で、できるだけふやしていくということは、これは方向としてそういう方向で考えてはいけると思うんだよね。だから、今後、組合としてそういう方向で、いろいろな方法で呼びかければ登録もするでしょう。

登録も、いろいろなところでやっているという話ですけれども、なかなか我々でもちょっとわからないというか、そういう形になっているので、ぜひそういう方向で今後考えていただいて、より公正、市の自治体の中でやっている業者ができるように、そうしていただきたいということは要望しておきますので、よろしくをお願いします。

議長（木内徹君） 要望ですけれども、それでは、土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） それでは、ものの考え方を整理して、私の方から申し上げておきますが、ご承知のとおり、三多摩でやっている土木工事の中でも一、二を争うような大工事、それをベースにししながら、一、二を争うというのはちょっとオーバーですけれども、圏央道だとかいろいろありますが、しかしそれにしても、短期間のうちにあれだけやるというのは大変な土木工事であります。

さらに、加えて、さまざまな機械工事が、いわゆるエコセメント工事に関連してはあるわけでありまして。さらに、機械工事だけではなくて、ご承知だと思いますが、エコセメント化施設の横にもう1つケミカル施設をつくるような、完全な重金属除去設備なども含めたそういう工事がございますから、当然それぞれの専門とか実力とか、そういうことが要求される工事が多いわけでありまして。そのところで妥協するとえらいことになりますから、そのところは妥協できないわけでありまして。

一方で、ご質問の趣旨は、地元業者の育成といったような観点、その他いろいろなトータルなことから、地元の業者を今後ともうまく発注先にして、対象にしていったらどうかと、こういう趣旨だろうと思いますので、それぞれ、規模その他によって、ご承知のとおり、普通の一般の地方公共団体がやっていると同じような指名基準なり何なりをつくっております

ので、こういうことを考えながらやっていきたいと思っております。

なお、地元の日の出町からも同様なご趣旨の要望がありまして、地元に対する振興、こういうことでもご要請を受けておりますので、こういうことの中で、先ほどお話が出た公平、公正、また施工能力、こういうことが一方でありながら、なおかつ地元とうまく調和しながらやっていきたい、このように考えているところでございます。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。

23番、多羅尾君。

23番（多羅尾治子君） それでは、エコセメントについてなんですけれども、青梅市の大荷田というところで、エコセメント施設の電力供給のための鉄塔が今つくられてきているというふうに聞いているのですが、この鉄塔工事についての内容や、また、地元への説明はどのように行われてきているのかとか、あと、どういう予算で行っているのかというあたりを説明いただきたいというふうに思います。

それから、先ほど市原のエコセメント施設の事故について、何が原因で、どういう報告があって、対応はということで、設計が市原とこの二ツ塚では多少異なっていて、活性コークスのことなんか先ほどあったのですけれども、市原のエコセメント施設の方は13年に開業をしているということで、それで、二ツ塚の方でも11年から12年にかけて検討がされて、この市原の方の施設を随分参考にしてこられたのだと思うのですけれども、運行が始まってから、その後技術的にいろいろな欠陥が出てきているというふうに思うわけですね。

この間の事故の問題もそうですし、何か焼却灰の塩素が思ったより多くて、脱塩素工程の大幅変更があったりですとか、あと排水処理計画の増強など、いろいろな部分で施設の増築とか見直しということでその後されてきているというようなことを聞いたのですが、13年開業の前にそういう問題がわかって、それが今度のこちらの多摩のエコセメントの方にきちんと反映がされてきているのかどうかというあたりが、ちょっとご説明をいただきたいと思う部分なんです。

それから、あと、情報公開条例について、17年度にかけて制定の動きが出てこないだろうかと期待をしていたのですけれども、なかなかそういうふうにはなっていないということで、それで、この間、各自治体にも陳情が出されまして、中には情報公開条例の制定について採択されたところもあるというふうにお聞きしたのですけれども、これを受けてどのように考えているかということですか、やはり情報公開条例は、もう今この自治体も持っているものなので、やはり住民の疑問にきちんと答えていくということが求められている

ことだと思うので、つくっていくことが必要なことだと思いますが、改めてその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（木内徹君） エコセメント準備室長。

参事（中島二三男君） 大分多いので、ちょっと注意してお答えしたいと思います。

まず、1点目の電気の鉄塔工事のお話でございますけれども、実はこの工事は、私どもの方が東電さんと電力の関係で契約を結びまして、エコセメント化施設への電力の供給のために、周りに電気がございませんので、送電線を友田方面から大荷田川にほぼ沿うような形で処分場まで敷設する東京電力さんの工事でございます。

それから、地元への説明とかというご質問でございましたが、東京電力さんの方から聞いているところでは、平成13年度以降これまで、地権者の方々ですとか、あるいは関係の行政機関、そういったところといろいろな協議を重ねて、自然環境ですとか、あるいは景観、そういったものへの影響を極力抑えるような努力をしながら工事を行ってきているというように聞いております。

それから、この予算でございますが、先ほども言いましたように基本的には東京電力さんの工事でございますが、組合は送電線の敷設に伴う負担金を17年度に支払うことになっておりまして、本予算の中にも計上がしてございます。

それから、市原エコの方でいろいろ後で設計等の変更が、当初の計画と違ってあったのではないかという話なのですが、市原エコセメントと当方の多摩のエコセメント化施設は、ちょっと置かれている状況が異なりまして、向こうは民間が運営している施設でございますので、いろいろなところから灰を営業として集めてきて、それを処分して運営を行っている施設でございますので、当然いろいろなところからいろいろな灰が入ってくるわけですね。ですから、その当初予定していた灰の性状と、実際の運営を開始してから入ってきた灰の性状が違うことによる影響がいろいろあったというのは聞いております。

一方、多摩の方の施設ですが、設計をする際に、各構成団体さんの方の中間処理施設の灰の性状等は何回も調査しておりまして、それをもとにして、その灰を全部処理するということ的前提にしてエコセメント化施設の規模、あるいは設計条件等で、決めておりますので、市原の方の事情でうちの方の事情を判断されてはちょっと困るかなというふうに思います。

以上です。

議長（木内徹君） 事務局長。

事務局長（松本栄一君） それでは、もう1点の情報公開条例の制定についてのご質問にお

答えいたします。

これは、昨年2月のこの議会、それから昨年の10月の議会でも、管理者、事務局の方からお答えしたとおり、現時点では情報公開条例を制定する考えはございません。

何回も申し上げますのですが、組合として情報公開をすることについてはこれは当然のことだと思っておりますので、私どもの「処分組合ニュース」ですとか、ホームページ、こういったもので必要な情報はどんどん住民の方にお渡ししていくという考え方でございます。

しかしながら、情報公開条例を制定するということにつきましては、何度も申し上げており、現在我々が訴えられて訴訟が起こされてございます。組合の存立そのものを否定するような訴訟になっているわけでございますので、仮に情報公開条例を制定いたしまして、私どもの、場合によると弁護士等の打ち合わせ、こういったものもすべて出すということになりますと、訴訟自体が非常に不利な状況になっていくわけでございます。

そうしますと、最終的には処分場を運営できなくなるということにつながると思います。その結果、今の構成市町がどういう状態になるかということをお考えますと、我々はとても情報公開条例を現時点で制定するという考えには至らないということでございます。

説明は以上です。

議長（木内徹君） 23番、多羅尾君。

23番（多羅尾治子君） 鉄塔工事のことなんですけれども、東電の工事であるということでお聞きしたんですけれども、東電の調査でも、この辺の貴重動植物の調査などを行っていて、環境に配慮するということでは言われているそうなんですけれども、ただ、中身的に、私も本当に知らなかったんですけれどもかなり鉄塔が100本ぐらい立ったりとかということで、すごく大がかりな工事で、自然環境へ配慮するといっても、やはりどこまで配慮できるのだろうかというあたりの心配はあると思うわけです。

それから、あと、鉄塔というと電磁波の問題何かもあるので、それで、住民の方が東電と対応しても、地元でもそうなんですけれども、なかなかちのあかない問題というのがあるわけですね。こういう問題は、東電の工事であるというふうにしなくて、やはり組合としてちゃんと責任を持って住民の意見を聞いて対応していくというか、公開説明会何かもちゃんと開くようにするということが、やはり組合の責任としてちゃんとやっていくことが必要なのではないかというふうに思うんですけれども、その点、改めてお聞きしたいと思うのです。

それから、先ほどの情報公開条例の関係なんですけれども、情報は公開するという姿勢は

持っているけれども、やはり裁判とかの関係で不利になるような情報まで出さないといけないようなことがあると、非常に困るということなんですけれども、やはり裁判の問題は裁判の問題として考えるにしても、情報公開条例というのはどこの自治体も今はもう持っているものであって、それを、情報公開はしますといいながらつukらないということが、やはりちょっとどうなのかなというふうに思うわけです。

住民の方たちが環境に対する疑問があって、それにきちんと答えて、隠すのではなくて、やはり答えていくということが今はすごく大切なことで、そういう流れの中で住民の合意というものも得られるという方向になっていくと思いますので、本当に情報公開条例をつくらない理由というのがないのではないかというふうに思いますので、改めて確認をしたいと思えます。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） まず、東京電力の問題については、電力事業者としてなすこととさせていただきますから、処分組合が直接鉄塔についての管理をしているわけでもありませんし、電気事業を行っているわけではありません。したがって、これはもち屋はもち屋でちゃんとしかるべきところに対応していただく、こういうことがより正しいやり方だと思っております。

次に、情報公開条例でございますけれども、今「隠している」ということですが、べつに隠してはおりません。ただ、住民から要求のあった任意の要求に対して全部出しているのかと言われればそうではございませんが、しかし、肝心の、今環境に影響を与えているかどうかということについては、さまざまな、大気汚染、水質汚染、そのほかの影響、あるいは自然環境に対するさまざまな、植生を含めたものがあるわけでございますが、これはその都度検査をしてきちっと公開をいたしております。したがって、住民が一番関心の深い、環境についての影響調査はすべて開示をしているわけでありませう。

つまり、たびたび申し上げておりますように、情報公開条例というのは2つの側面を持っていて、1つは開示請求権の保証と、もう1つは任意的、積極的な情報開示と、2つあるわけなんですけれども、その後者の部分においては十分やっていると、このように考えております。

しかし、前者の部分で、開示請求権を保証するということになりますと、電磁的記録を含めたほとんどすべてのものが対象になることは明らかですから、したがって、前回は申し上げましたように、処分組合が組織として共有した文書、電磁情報等は、すべて対象になるわけでございます。こういうことになりますと、言ってみれば、裁判も含めたそういったすべ

てが対象になるわけですから、決してこれは処分組合にとっては得策ではありません。

したがって、今のご指摘の中に、「裁判の問題は裁判として」とこうおっしゃっていますが、けれども、どういう意味なのか、そこを言ってもらわないと、例えば情報公開条例をつくって、開示請求が出て、裁判には影響ないんだ、あるいは裁判に負けてもいいのだと考えているのかどうか、稲城市の議会代表としてどう考えているのか、そのことをはっきりしていただかないと、「裁判の問題は裁判として」などという抽象的な意見に、「はい、そうですか」というわけにはまいらないわけであります。

それから、住民の合意を得ていくということですが、住民の合意といっても、住民といっても範囲が広いわけですから、それは日の出町の町民に限っても、1万数千人の方々がいらっしゃるわけですから、それから、構成市ということを考えてみても、400万人近い人がいるわけですから、1人1人、100%の住民の合意なんてあり得ないわけです。

それは、俗に言う住民の合意というのはどういう方法でとっていくのかといえば、さまざまな手法を通じて代議制によって議決をしていくわけですから、当然この構成市のそれぞれの議会、あるいはここにおける議会、あるいは日の出町における町議会、こういうことによって合意をとっていくわけであります。

したがって、あたかも合意をとっていないと誤解を受けるような発言でございますので申し上げますが、そういう民主的な手続きをとって、十分地元にもご説明を申し上げ、地元の自治会を初め、日の出町の議会、そして日の出町の町当局の皆さん方、こういう方々には十分住民の合意はとれていると、このように考えております。したがって、新たに住民の合意をとる案件は現在はありません。

議長（木内徹君） 5番、西村君。

5番（西村弘君） ちょっと発言者に不適切な言葉もありますので、厳重に注意してもらいたいと思います。

議長（木内徹君） それでは、今後、また不適切な発言があれば、それは後ほどブロック会議にかけて適切な処理をとりたいというふうに思っております。

ほかにございませんか。

26番、谷君。

26番（谷四男美君） それでは、何点が質疑いたします。

まず1点目、先ほどの千葉の市原のエコセメントの事故があったということ、私、今初めて聞いたのですけれども、私も千葉の市原はもうずっと以前に、もうかなり前に、民間の施

設でエコセメントをやっているということで見に行ったことがあるんです。かなり古い施設だなというような感じがしています。

それで、ちょっと我が方の多摩のエコセメントの施設のことでお聞きしますけれども、これは公的な自治体の組合がやっているエコセメント施設としたら、恐らく全国でもかなり先駆的といいますか、大きな規模のものだと私は思うんですよ。ほかの施設を私は知りませんから言うのですけれども、あと、今この建設を進めている中で、全国にほかに施設があるかと思えますけれども、今建設、17年度中に完了すると思えますけれども、何か施設に参考になるようなね、設計の段階で、あるいは建設の途中の中で、いや、こういうふうにした方がもっとよかったのかなというような、そんなようなことが今の建設の中でそういうものがあるのかどうか、あるいは設計どおり進めて、なかなかこれは先駆的な施設で、かなりスムーズに行っているのかどうか、その辺の一端を、わかる範囲でよろしくお願いします。

それから、2点目に、21ページの廃棄物の学会負担金というのがあるのですけれども、これは何か廃棄物の処理に、技術にかかわる進歩、科学技術ですね、こういった参考となる先進的な情報か何か、こういう学会の負担金を出すことによっていろいろな情報が得られるものなのかどうか、そこら辺のところをお願いいたします。これが2点目ね。

それから、3点目に、25ページのモニタリング井戸掘削調査、二ツ塚の方で新規の井戸の掘削の件だと思えますけれども、これは何力所ぐらい新しくやるのかなと。それから、深さはどのぐらいのところ、定点観測をこれは続けるものと思われまますけれども、どの程度の規模のものを何力所やるのか、これについて伺います。

それから、最後に4点目に、29ページの工事請負費の関係の中で、地下水の送水管敷設替工事、これもまた相当な金額を使うと思われまますけれども、この送水管の敷設替の工事の目的、これを新たに敷設替する工事の目的をお願いいたします。

以上、4点。

議長（木内徹君） エコセメント準備室長。

参事（中島二三男君） 最初にありました施設関係の話でございますが、まず日本の状況から申しますと、エコセメント化施設は、一番最初ですと平成7年ぐらいになると思うのですが、これは愛知県の方で実証プラントというプラントをつくりまして、それから始まっております。その後、その実証プラントが終わった後に、平成13年に市原市で稼働した市原エコセメントというのが、日本では実機規模の最初の施設でございます。ですから、我が方の多摩エコのプラントは、公共団体が運営するプラントとしては全国で初めてでございます。

ですから、市原エコもそんなに古い施設ではございません。

それから、当初の設計から変わっているようなところがあるのかということでございますが、先ほどもちょっとご答弁はさせていただきましたけれども、今現在のところ、当初の設計どおり順調に進んでいるというふうに認識しております。

以上です。

議長（木内徹君） 青木事業課長。

参事（青木知絵君） 廃棄物学会の負担金についてのご質問でございますが、廃棄物学会は、廃棄物に関係します学識経験者であるとか研究者等が集まっている団体となっております。

昨今の新しい研究の情報であるとかいったものが、学会誌として毎月毎月報告がされているものが冊子として毎月配布されているものであります。昨今の学識経験者等のさまざまな研究等が報告されておるものですので、非常に参考になるものだというふうに考えておまして、毎年の負担金としてお支払いしているものでございます。

議長（木内徹君） 環境課長。

参事（吉田眞君） 井戸の件についてご説明したいと思います。

私たちの場合、下流部の方のモニタリング井戸というのがございます。その中で、秋川街道に近いところの井戸がございまして、そこら辺のところによりましては、ある意味では冬のと、冬期にまかれます塩化カルシウムというのですかね、凍結防止剤によって影響を受けている井戸があるかと思っております。

それで、この外部環境の井戸の影響を見る上で非常に重要なところの井戸でございますので、現状ではこの井戸の近くに新たに、今の井戸に対して補完するための、機能する井戸を掘るために考えているものでございます。

内容といたしましては、深さのご質問がございましたけれども、浅いところでは場合によっては20メートル、深いところでしたら50メートルぐらいになるのかなと思っております。それと、あと本数的な問題がございましたけれども、本数的には、今の予定では2本程度を考えております。

以上でございます。

議長（木内徹君） センター所長。

センター所長（古屋正治君） 4点目の、地下水送水管の敷設替工事の目的についてお答えいたします。

地下水の送水管の敷設替工事につきまして、谷戸沢処分場の地下水を水処理施設で処理す

るために、地下水送水管を使用して、現在仮調整池に送水ののち処理をしております。

今回のこの工事につきましては、この送水管が経年変化により、管の継ぎ手部等が腐食いたしまして漏水等の発生を予防するため、現在その対応としまして、17年度で新規にこの敷設替を行うということが目的でございます。

以上でございます。

議長（木内徹君） 26番、谷君。

26番（谷四男美君） 大体わかりましたけれども、あと1回、簡単にちょっとおさらいします。

1点目のエコセメントの関係でございますけれども、今二ツ塚にある掘削して灰を再利用して処理する。それから、新たな搬入するものもある。飛灰といいますかね、飛灰みたいなもの、軽いやつをやって、それ、ミックスでやるのかどうかわかりませんが、そうしますと、私はもっと古いような気がしたのだけれども、千葉の市原が意外と新しいので、あれっ何て思ったのですが、でも、うちの方の施設というのはこれからつくる一番新しい施設だと思っておりますよね。それで、最新の技術をやはり駆使していると思っております。

そういう点では、全国的にもこういう自治体がかんでいるエコセメントの施設をつくる以上は、模範的にならないと私はいけないと思うのです。これからつくるところがあるとするならば、自治体でね。そういう点では、絶対失敗はないということはありませんけれども、模範となるようなものをつくらなければ、やはりこれやった意味がないと思っておりますね。やはりそういう点で、今の設計、あるいは工事、施工、もう一度聞きますけれども、かなり順調で、それはもう自信を持って、こういうふうな感じでよろしいかどうか、再度。

それから、2点目の研究者の、負担金の関係で聞いたのですけれども、これは、そうしますと、産廃の処理技術はこうあるべきだとか、あるいはそういった学会関係の先進情報が常に入ってきて、かなり参考になっていると、こういう解釈でよろしいわけですね。すると、そういう情報を取り入れて、次々にこの三多摩の処分場組合も先進技術をどんどん取り入れていく糧にすると、そういうことのための1つの情報源になっていると、こういう解釈でよろしいわけですね。確認いたします。

それから、3点目のモニタリングの件でございますけれども、深さ20メートルから50メートル、これが2カ所ということで、本数は2本、これは年に何回ぐらい、これは水質の関係ですけれども、調査をするのかなと、採取するのかなと。それだけでいいです。

それから、4点目の送水管の、これは漏水があったというような話があったのですけれど

も、これは普通こういうのは余り漏水というのはいないんですがね、送水管何ていうのは。これは、管種、大昔はエタパイなんていって、石綿管何ていうのを使った時代がありました。ビニールパイプとかを使っただけではありませんけれども、これは、普通、鑄鉄管は今は、内部、コンクリートコーティングをして、鋼鉄の鑄鉄管の送水管がほとんどなのですが、これは、今の管種はどういったものを使って、今まででも使ってあったのか、参考までにそれだけお願いします。

議長（木内徹君） エコセメント準備室長。

参事（中島二三男君） 先ほどお話がありました件ですが、何回も言っていますけれども、うちの施設の方が市原エコから比べると大分後の設計になっておりますので、当然、設計者等は同じ企業でございますので、市原のいろいろな経験ですとか実績ですとか、そういったものを踏まえて、現時点では技術的にもすぐれているものだと認識しております。自信を持って施工していきたいと思っております。

以上です。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 谷議員のおっしゃられるように、学界のさまざまな新しい技術であるとか、報告されているものについて、参考になるものにつきましては、当処分組合の方で参考にしながら今後の管理運営に努めていきたいというふうに思っております。

議長（木内徹君） 環境課長。

参事（吉田眞君） 谷議員のおっしゃいました井戸の測定回数はどのくらいかということなのでございますけれども、これは大変重要な井戸でございますので、下流部の井戸ですので、毎月1回測っております。

以上でございます。

議長（木内徹君） センター所長。

センター所長（古屋正治君） ご指摘のとおり、管種につきましては、鑄鉄管を使用しております。

以上でございます。

26番（谷四男美君） 最後だけちょっと。2回答ですね。いいや。

議長（木内徹君） 申しわけございません。再質問までということで決められておりますので。

ほかにございませんか。

24番、桑原君。

24番（桑原壽君） 24番、羽村市の桑原です。

1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。平成18年からエコセメントが稼働を始めますよね。それに合わせて、第3次の減容計画が出発するというふうにお聞きしているのですが、昨年の決算のときにもお尋ねしました。そのときには、第3次減容計画は平成22年度末の進捗状況を50%に抑制する、それを一応目標としているということで、この減容の量は、私たち、構成している自治体にとりましては非常に重要な問題なわけですよね。この減量が進まないと、ペナルティがかかるわけです。税金に響いてきます。

ということで、これは平成17年度に決めていくわけですが、あのときのお話ですと、一応22年に50%に抑えるということで、委員からいろいろな意見を今集約しているというお話でした。これはもう決まったのかどうか。どういう形で方向性が決まったのかどうか、確認させていただきます。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 減容化計画の進捗状況についてのご質問だというふうに思っておりますが、減容化計画につきましては、第3次の基本計画につきまして、現在検討を行っている最中でございます。

16年度、ワーキングを4回開きまして、内容について現在詰めているところでございます。年度内に、概ねの案を策定したいというふうに考えております。現状で、平成22年末、計画期間中に50%の減容量を埋め立ての進捗状況にするという内容で、策定に努めているところでございます。年度内に、基本案までつくりたいと考えております。

議長（木内徹君） 24番、桑原君。

24番（桑原壽君） 24番。そうしますと、各自治体にはもう既に、というか、これからですか、22年度までに50%を目指すという具体的な目標はまだ決定されていないということですね。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 策定につきましては、各組織団体から担当者に出てきていただきまして、ワーキングの中で討議を進めてまいってまいりました。そのために、各組織団体の意見等も十分に聴取した上で、減容の実施方法について検討を行ったところでございます。

計画につきましては、まだ決定はいたしておりませんが、内容については担当者レベルで十分に周知しているというふうに考えております。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

はい。討論がありますので、まずは本案に対する反対討論の方から発言を許します。

23番、多羅尾治子君。

23番（多羅尾治子君） それでは、平成17年度の予算について反対の討論を行います。

エコセメントの事業費が大変大きな額を占めているわけですが、エコセメントについては、この間、コストの問題ですとか、また安全性の問題など、いろいろな問題をまだ抱えているのではないかということを書いてまいりました。有害物質が環境に与える影響についても、まだ十分に安全対策がとれているとは言えない状況ではないかと思います。やはりごみ問題の解決ということでは、大きな流れで見ても、エコセメントではなくて、大もとからごみを減らすという取り組みこそが大切なことだと思います。

また、情報公開条例の制定についても、17年度の取り組みはないようなのですが、関係する自治体へ陳情が出されて、採択されているところもあると聞いております。やはり情報公開条例というのは、今の時代、本当に当たり前になってきていることだと思います。裁判で不利になる情報は出せないといいますが、不利になる情報とは何なのだろうかというふうに思いました。住民の環境に対する疑問には、きちんと答えていくことが大切であります。

こうした意見を言わせていただきまして、反対とさせていただきます。

議長（木内徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

18番、森田憲二君。

18番（森田憲二君） やっと出番がまいりました。18番、森田でございます。

議案第3号、平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算、並びに議案第4号、平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について、賛成の立場から討論を行います。

平成17年度の歳入・歳出予算は、167億4,700万円と、当初予算にして前年度比23.4%の減額となっております。

歳入ですが、当組合の予算の主な財源は組織団体からの負担金であります。しかしながら、組織団体の財政状況は、長引く景気の低迷により非常に厳しい状況となっております。そう

した状況の中で負担金が前年度比5,000万円削減できたことは、エコセメント関係の国、都の補助金で24億3,000万円確保できた結果によるものと考えております。負担金は、厳しい状況の中で、各組織市の支出であることを十分踏まえていただくことを強く望むものであります。

次に歳出ですが、エコセメントプラント工事は本年が最終年度となり、50億円余り減額となっております。

17年度、エコセメント化施設の竣工を目指し、本建設事業を軸に事業活動が進められることになるわけですが、従前の管理運営にかかわる経費のほか、エコセメント事業本格稼働を踏まえ、二ツ塚、谷戸沢、両処分場の今後に向けた調査経費などが計上され、事業に対する配慮が随所に伺えているところであります。

一方、管理運営費も前年度より削減となり、また、予算総額においても前年度を下回るものとなったことを高く評価いたすものであります。

各組織市がさらなる減容に努めていただくことはもとより、本組合としても、「ニュース」の発行やインターネットによる情報提供など、時代のニーズに柔軟に対応し、組合事業の理解の促進を努めていただきたいと思います。

なお、予算執行にあたっては、一層効率的な運用に努めていただくことを申し添えておきます。

さて、昨年度開催された諸事業は、地元日の出町の皆さん、また組織市の皆さんのご協力と理解のもと実施ができたものと考えます。17年度においても引き続き、谷戸沢、二ツ塚処分場の維持管理に万全を期していただき、さらに積極的な展開を期待するものであります。

18年度には、エコセメント事業が開始、生産され、エコセメントが売れなければマテリアル・リサイクルが完成いたしません。各団体が、率先してエコセメントを使用するよう努めるべきだと考えております。

今、地球規模での環境問題が叫ばれており、京都議定書の発効を踏まえ、本組合のISO14001の取得は環境に配慮するものとして、時期を得たものと確信をしております。

結びに、谷戸沢、二ツ塚両処分場、また現在建設を進めているエコセメント事業に理解とご協力をいただいている日の出町の皆様に対し感謝を申し上げますとともに、管理者を初め、事務職員の皆様のさらなるご努力にまたあわせまして感謝を申し上げ、これからも環境問題を考えた諸事業への積極的な取り組みを祈念し、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

議長（木内徹君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号、平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算について、挙手により裁決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（木内徹君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号、平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金についてを、挙手により裁決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（木内徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩といたします。

ブロック代表者会議を開きたいというふうに思いますので、部屋にお集まりいただきたいと思えます。

それでは、再開は3時45分からといたします。20分休憩いたしますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時25分休憩

午後3時43分再開

議長（木内徹君） それでは、45分前ですけれども、皆さんおそろいになりましたので、議事を再開させていただきたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） ただいまより、本会議を再開いたします。

ただちに、会議を開きます。

ただいま、日野市、菅原議員ほか5名より、議案が提出されました。

ただちに、ブロック会議を開催し、議員提出議案の要件等を確認した結果、様式、人数ともにそろっておりますことから、これを議題とすることといたします。

お手元に追加日程をお配りいたします。

では、配布してください。

もうお手元に届いていますか。はい、わかりました。

[日程第9] 議員提出議案第1号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（木内徹君） それでは、日程第9、議員提出議案第1号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件は、議員提出議案であります。提出者からの提案説明を求めます。

12番、菅原直志君。

12番（菅原直志君） 12番、菅原でございます。

議員提出議案第1号ということで、提案の理由を述べさせていただきます。

まずは、冒頭、提出者は私、そして、ほか5名の方に賛成者ということでサインをいただきましたので、ご報告をいたします。

[「欠席しているのがいるんじゃないか。」と呼ぶ者あり]

12番（菅原直志君） サインをいただいたということでご報告させていただいておりますので。

[「答弁したんでしょう。」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

議長（木内徹君） それでは、再開いたします。

それでは、提案理由の説明を続行してください。

12番（菅原直志君） それでは、お手元に配付させていただきました資料の形に従って説明をさせていただきます。

まずは、見開きをいただいて、条例の条文の改正の部分を説明いたします。条文の改正の部分は、ページの3ページ、ここには打っておりませんが、3つ目のページということでご認識いただければと思います。

議員の報酬を、今月額2万5,000円でありますけれども、それを月額の2万円に改めるというものでございます。

附則として、この条例は、平成17年4月1日から施行するということにさせていただきたいと思っております。

提案理由を述べさせていただきます。これは、ページの2ページ目、「提案理由」というところをお示しさせていただきたいと思っております。

提案理由を読み上げさせていただきます。よろしいでしょうか。

議長（木内徹君） はい。

12番（菅原直志君） 読み上げさせていただきます。

長引く景気低迷の中、どの自治体も先行き不透明な中で、毎年のように苦しい予算組みを強いられております。

廃棄物行政においては、各自治体とも環境社会を目指し、日ごろから努力を重ねているところです。自区内処理が難しい現状の中、東京都三多摩地域広域処分組合を中心に、廃棄物行政を継続していくことが現実的であり、構成自治体はさらなるごみ減量に取り組む姿勢が求められます。

広域処分組合は、構成自治体の負担金、分担金などで運営されております。財政逼迫の中、これらの負担も、広域処分組合や構成自治体にとって大きなものとなっております。

これらの状況の中、組合議会としても、自分たちのできることを考えたいと思っております。議会自らが経費節減を提示すること、そして、その節減効果をごみ減量のために役立てていこうではありませんか。

今回の提案は、議員1人、年間6万円の減額となります。議員24名の議員分の削減金額

を計算すると、年間144万円の減額効果となります。この144万円を、例えばエコバッグ（単価300円程度）製造にあてれば4,800個の製造が可能です。減額効果の議論は、今後の課題としても見える形でごみ減量を訴えることになると思います。

以上の理由により、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（木内徹君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に移ります。

質疑はございませんか。

6番、村井君。

6番（村井浩君） 提案理由は承りました。べつに、こういう提案が売名的とは思いません。提案者の心意気を感じながら今聞き入ったところでございますが、私は、こういう席に座って報酬をいただいているのは、時間給幾らと、そういう考え方のもとでこの席に座っているわけではありません。府中市を代表して、そして広域処分組合の議員として、その責任の重みに耐える、その対価として報酬をいただいているものだとは私と考えております。

そういう意味で申し上げますと、提案者の2万5,000円を2万円にするのか、あるいは2万円だったらいいのか、2万円なら高すぎるのか、まだいろいろ考え方があると思いますけれども、そういう視点で言えば、どんな根拠に基づいて2万5,000円を2万円ということに提案されたのか、それを伺いたいと思います。

議長（木内徹君） 12番、菅原君。

12番（菅原直志君） 12番、菅原でございます。

この2万5,000円から2万円というこの根拠ということで、ご質問を承りました。

私どもも、幾らにするかということも議論したところです。それで、では例えば管理者は幾らなんだということでも調べたりもしました。そういうときに、実はほかの事務組合も少し聞いたりもしたのですけれども、なかなかどの数字も、そもそもの根拠というものがなかったというふうに認識をいたしました。

今の2万5,000円の議員報酬自体にも、実は明確な根拠というものを伺っても、なかなかないというのが実情ではないかと認識いたしました。ですから、そこが出発点になるのではないかと。根拠というものがなかなか測りきれないんだというものが、まずは出発点だったということスタートラインにしたわけです。

そこで、では例えば半額なんだと、例えばゼロにするのだという、さまざまな議論があったかと思えます。

しかし、私どもが考えたのは、事業執行に支障がないようにということがまず1つ。

もう1つは、具体的な形で見える、自分たちの議会としての意気込みというか、ごみ減量に対して何らかのアクションが起こせるような予算組みを考えて、提案理由にも載せたように、例えばエコバッグみたいなもので、みんなでここは目に見える形で削減効果を提案できるような議会自体の意思決定もできるのではないかとということで、提案の根拠にさせていただいたというのが実情でございます。

説明をさせていただきました。

議長（木内徹君） 6番、村井君。

6番（村井浩君） これで2回目ぐらいか。

議長（木内徹君） これでもう2回ね。

6番（村井浩君） どうでもいいけれども。

今の菅原議員さんの説明はわかりましたけれども、私の考え方の、責任の重みに耐えるということがどれだけのものなのかと、こういうことについてのご答弁には至っていないのではないかと。

お話のように、今2万5,000円をいただいております。私自身が、2万5,000円がどれだけのものなのかということの計算、あるいは自覚がございません。とにかく、それ以上の責任の重みを耐えていかなければいけないなという覚悟はございますけれども、その2万5,000円がどれだけ適正なものかということについては私自身がわかりません。

しかし、私が申し上げたいのは、このことについて、先ほどいろいろ職員や他の一部事務組合のこともお調べになったとこのようなお話でございますから、そうだと思いますけれども、この処分組合についても、あるいは一部事務組合、前からあることについても、長い間の歴史の中に、私はまだ1年か2年しかありませんけれども、できてからその長い間の時間の中で認知された、みんながこれは高いの安いのという意見が今まで出ないということは、2万5,000円というものをそのまま受け入れて認知されたものだと、そのような考え方をもち、2万5,000円が高いか安いかということの議論まで考えておりません。

ただ、私が思うのは、私は府中市を代表して来ていますから、府中市の議会の意見を代弁すべきですけれども、今は急にこういうふうに出て、前から話は、もしかするとこういう話が出るかもしれないというのをうちの議長には相談は入れてありますけれども、提案者がこ

うというような提案をされたことが、改めて私たちの報酬のあり方、そういうようなことについての考えるきっかけを与えてくれたということについてはそれは評価いたしますけれども、にわかに、ごみの減量に協力するって、こういう形で議員がごみの減量を迫られるとは、それはまた別の視点だというように思いまして、そういうことで、私は2万5,000円を2万円にしなければならない、今私たちがこうやってイスに座って、2万5,000円の責任の重みに耐えていると考えていたら、「いや、おまえの責任の重みは2万円だ」と言われて、そうですかというわけにはまいらないというように思うのです。

特に私が、この次もこの広域処分組合の議員として出てくるなら、まだまだ、また別の考え方がございますが、私はこの次に出てくる予定もございませんので、次の方の責任の重みを軽々しく軽減して、賛成だということにはまいらない。このことを私の意見として申し上げて、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（木内徹君） 答弁は求めない。

6番（村井浩君） 求めません。

議長（木内徹君） はい。

ほかに質疑はございませんか。

20番、馬場君。

20番（馬場一彦君） 東久留米市の馬場です。

提案の理由、また今先ほどの質疑は質疑の中で、わかった部分もありますし、わからなかった部分もある。

先ほどの質問の村井議員の方で最後に触れておられましたけれども、実質問題として、選出の方で、多分どこの、私これを見る限りでは、4市以外はすべて、次回で、今度の春で改選期を迎えるということで、私は、「立つ鳥、跡を濁さず」という言葉がありますが、言うなればほぼ大多数の者がこれから発つ者として、その後の者たちの報酬というものを今私たちが、発つ後に、言うなればもう大部分ほとんどもらってしまった後にこういったものを出して、後に押しつける的なことというのは、私はちょっとどうなのかなと。そういった意味では、提案理由の中にそういったことは触れていませんでしたので、まず、そういったことに対してどう考えていらっしゃるのか。

と同時に、私は、もしこれを出すのであれば、改選ではない方もいらっしゃるかもしれませんが、なぜこの最後の本当に時期なのか。例えば菅原議員が今回提案者になっておられますが、

菅原議員は平成16年3月4日に選出されています。そうすると、なぜそのときにすぐに出されていないのか。なぜ今なのか。そういったことをちょっとご答弁いただければと思います。

議長（木内徹君） 12番、菅原君。

12番（菅原直志君） 改選期にあたる云々の部分のことなんですけれども、これは、皆さん多分2年ごとの改選になっていらっしゃると思います。そうなってくると、どのタイミングであっても同じようなことがどうしても出てしまうだろうと、そのように思いました。そこで、まずは声をかけさせていただいて、まとまったところで、賛同者がいれば、まずは出しましょうというふう考えた、これはもうタイミングの問題としてご理解いただければと思っております。

もう1つ、なぜすぐに、改選されてから提案しなかったのかというご質問でございます。これは、この間の前の議会が今年の10月にありました。そのときにも考えてはありました。しかし、どなたの顔も名前もわからないところで、自分だけの思いでというふうにはなかなか私も思い測るところがあったわけです。そこで、どなたか同じように考えていらっしゃる方はいないかなと思っておりました。そういったときに、今年の10月の議会で、今回も賛成されております板谷議員の方から、議員報酬についての提案がされたということで、あ、僕1人ではないんだなというふうに思って、板谷さんと話をしていた。

その後、では皆さんに諮ってみようではないかということで、皆さんにお手紙を差し上げて、提案しませんか、賛同していただいけませんかというふうな手順を踏ませていただいた次第です。

ですから、やはりこういう提案をするときというのは、自分1人だけの意向ではなくて、やはり仲間がいるか、賛同していただいている方がいるかどうかということをもまずは探ってみたかったということで、その人数が達したので提案したというふうにご理解いただければと思っております。

以上です。

議長（木内徹君） ほかに質疑はございませんか。

11番、高橋議員。

11番（高橋信博君） 11番、高橋でございます。

この案を見ますと、議長とか副議長が書かれていないのですけれども、議長、副議長は幾らなのか、また、そこに含まれていない理由がもしありましたらお聞きしたいと思います。

議長（木内徹君） 12番、菅原君。

12番（菅原直志君） 議長、副議長は、議長は現状月額3万4,000円、副議長は月額3万円でございます。

それで、これに含まれていないというのは、まずは議員の報酬を考えていこうではないかというふうに整理をさせていただいたということで、議長、副議長はそれぞれ、議長になった方、副議長になった方が、その中でお考えいただくことではないかというふうにも考えた次第です。

以上です。

議長（木内徹君） 11番、高橋君。

11番（高橋信博君） この提案理由の趣旨は賛成というか、悪くはないと思うのですけれども、これは組合議会全体で考えることでもあり、やはりそちらの、議長、副議長も、すべてを見直さないと、ちょっとおかしいのではないか。その点はどうなのでしょう。

議長（木内徹君） 12番、菅原君。

12番（菅原直志君） そのご提案は真摯に受けとめて、それも1つのあり方だろうなと思って今聞いておりましたが、今回提案をさせていただいたのは、あくまで議員のということで提案させていただいたということでご理解いただければと思っております。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。

8番、伊藤君。

8番（伊藤学君） 私からは、この金額云々という以前に、この提案をする形をまずお聞きをしたいというふうに思っておりますが、お手紙をいただいたときに、私は提案者にたまたまその後お会いすることがあってお話を聞きましたところ、確認をさせていただいた意味でもありますが、提案するに当たって、また私個人、伊藤にとりましてもこれは重要な問題、このような認識の中でお聞きをしたところがございます。

内容につきましては、私たち、この一部事務組合の議員としてここに参加、出席し、それぞれ責任を持って判断をするわけであります。その判断をするに至っては、各市議会の選挙でそれぞれ私たちは選出をされ、この一部事務組合の議員として選出をされて来ている。すなわち、そこになりますと、この提案者にせんだってお尋ねをしましたところ、「お宅の議会のこれは総意ですか」という確認をとらせていただきました。そのところを確認をいたしたところ、答弁の方は、「いや、私個人的であります。しかし、話だけは何となくしたけれども」と、こんなような程度でありました。

この6人の方々が、それぞれの議会の中で今回のこの提出議案の内容を非常に細かく吟味をして、そしてこの議会にこれを提案をするという運びがあったのかないのかということは、改めて確認するまでもないと私は思っておりますので、ここで私、個人的に提案をされたようなものが、逆に個人的な判断で、私は、この件については賛同しかねるというふうな結論も意味づけてお話をさせていただきたいという、これは答弁は要りません。これは私の気持ちであります。

議長（木内徹君） ほかに質疑はございませんか。

7番、井上君。

7番（井上三郎君） 提案理由も聞かせていただきました。文言的にも詰めていくと、非常に個人的な、また賛同者もいるけれども、そういった意味合いの中でやっている、提案しているということで、それで、こちらで聞けばこうだと。

一番やはり問題なのは、要するに議員の報酬を少しでも削ってというのに、議長、副議長は自分たちの判断だと、この考え方というのはどうも、理由をただ聞かれて述べるだけであって、ちゃんとしたそういう根拠に基づいては言っていない。そういうところに非常に腹立たしいものを僕は感じるし、もうこの文言を見ただけでも、「その節減効果をごみ減量のために役立てていこうではありませんか」、こんな文言で、だれがこんなもの賛成できるかという感じです。憤りがありますけれども、もう賛意、示せない。こういう意見を言っておきます。

議長（木内徹君） 答弁は求めないんですか。

7番（井上三郎君） 答弁は求めない。以上、意見として言って、もうこれ以上ない。

議長（木内徹君） ほかに、質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

[「ないですよ」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） それでは、質疑、これ以上なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（木内徹君） はい、15番、板谷君。

15番（板谷紀子君） 国立市の板谷です。

議長（木内徹君） 失礼、休憩します。

午後 4 時07分休憩

午後 4 時08分再開

議長（木内徹君） 再開いたします。

反対の討論がないようですので、それでは、賛成の討論に入ります。

15番、板谷君。

15番（板谷紀子君） 国立市の板谷です。

昨年秋の決算のときに、私は一度このことを皆様にご提言をいたしました。

それで、それをきっかけにしまして、このことに賛同してくださる議員の方々と一緒に、今回のことを進めてまいりました。

今までさまざまな質問が寄せられましたけれども、議長、副議長に関してなぜ言及しないのかと言われましたけれども、こちらに関しましては、私たち一般の議員がいろいろと差し出がましいことを言う立場にはないだろうというふうに私たちは考えました。

それから、個人的な提案ではないかというお話もございましたけれども、私たちは、それぞれの議会から任せられて出てきた者というふうに解釈しております。本来でしたら、私たちの今ここで話し合われています予算案ですとか決算案ですとか、これも各市議会に持ち帰ってきちんと議論した上でやっているのかどうかということも問われることになると思います。

大切なことは、私たちが今後、廃棄物行政に関してどのように運営をしていくかということにあると考えます。

それぞれの自治体で非常に財政状況が逼迫しておりますので、当初このことを考えたときには、それぞれの自治体の負担金を何とか減らせないだろうかということが最初のきっかけでございました。

しかしながら、さまざまな議員の方とお話をするうちに、もっとほかの案もあるのではないかと。ここに、提案理由のところ書かれておりますエコバッグの案は、ほかの市の議員さんからのアイデアでございます。これは、例えばですので、必ずしもこうしなければならないということを申し上げているわけではありません。

私たちが、自分たちでやれること、まず自ら改善できることはないだろうかという意味で、

私は今回のこの改正案に賛成をいたします。

議長（木内徹君） ほかに討論はございませんか。

20番、馬場君。

20番（馬場一彦君） 失礼しました。本来なら反対討論を先にしなければいけないと思っておりましたが、今の内容を聞かせていただきまして、改めてちょっと反対討論の方をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

20番の東久留米の馬場です。

一部事務組合等において、議員報酬の引き下げというものは1つの時流であり、また、そういうことに対して是非はあるとしても、1つの考え方としては今認知されているものではないかというふうには思っております。

ただ、今回の議員提出議案第1号についての様式行為として、まず、やはり我々議員が、基本的には選挙を通じて選ぶ議長、また副議長、それが基本の形であると思いますが、そういったものに関して言及されていない。

また、今のこちらの提案理由の中で、必ずしもこの提案理由のとおりでなくていいのだというふうな賛成討論があると、そうすると、一体何の提案理由なのかということ疑問を呈せざるを得ません。

そういった趣旨の提案理由、またこの条例案の中身を見るにつけて、内容が不完全ではないかというふうに考えます。

以上の理由をもちまして、議員提出議案第1号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例には、反対をいたします。

以上です。

議長（木内徹君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 討論がありませんので、これより、議員提出議案第1号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手、少数であります。

よって、本案は否決されました。

3 閉会宣言

議長（木内徹君） 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成17年第1回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

議 長 木 内 徹

第2番議員 中 山 静 子

第18番議員 森 田 憲 二